

京都市景観白書データ集

～令和3年度～



《 目 次 》

はじめに.....	1
京都市の景観政策（R2 P10）	1
景観政策の検証（R2 P1）	2
第1章 検証① 景観政策の実施状況	3
1. 「建築物の高さの規制」（R2 P28）	3
2. 「自然・歴史的景観の保全」（R2 P35）	4
3. 「市街地景観の整備」（R2 P42）	6
4. 「眺望景観や借景の保全・創出」（R2 P46）	8
5. 「屋外広告物の規制」（R2 P70）	9
6. 「歴史的な町並みの保全・再生」（R2 P75）	12
7. 公共施設に関する様々な取組（R2 P84）	16
8. 景観政策の推進に向けた様々な取組（R2 P88）	17
第2章 検証③ 景観政策による市民意識への影響.....	19
1. 景観に対する市民の意識（R2 P113）	19

「京都市景観白書データ集 ～令和3年度～」について

京都市では、平成19年9月から新景観政策を実施するとともに、継続的に政策を進化させていくために、平成23年3月に「平成22年度京都市景観白書」を発行し、以後、5年毎に発行しています。また、白書に掲載されているデータ・写真・取組などを更新した「京都市景観白書データ集」を毎年度発行しています。

本データ集は、「令和2年度京都市景観白書」に掲載されているデータや写真、取組などを令和3年12月時点に更新したものです。

本データ集で使用している図表番号は、「令和2年度京都市景観白書」の図表番号に対応しており、各節に付けている（R2 P1）等の表記は、「令和2年度京都市景観白書」で対応するページを示しています。

過去の「京都市景観白書」及び「データ集」は、京都市のホームページ「京都市情報館」で御覧いただけます。

（ホームページ）[京都市情報館](#)→[まちづくり](#)→[景観](#)→

[市民・事業者との協働による景観まちづくりの取組](#)

はじめに

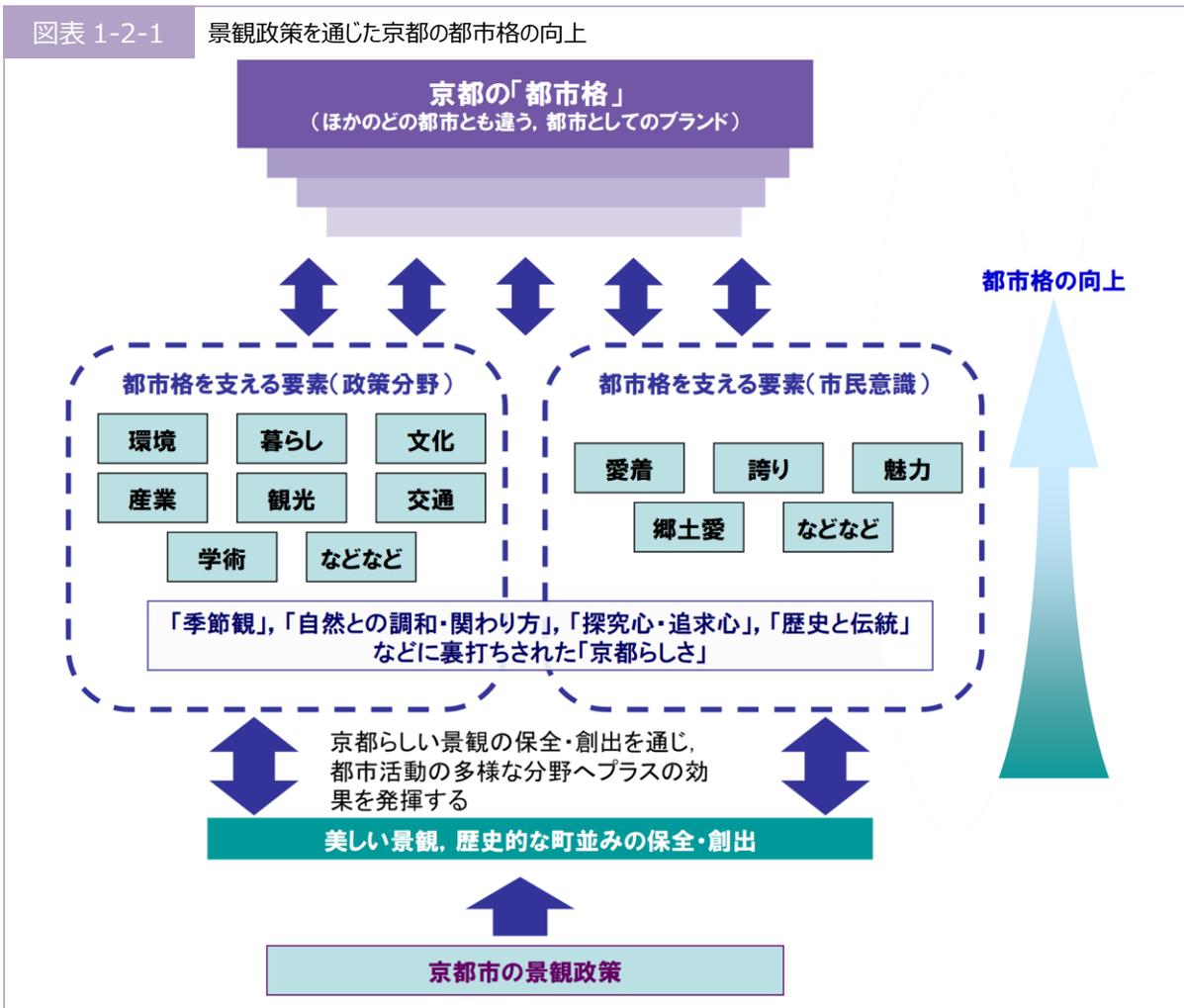
京都市の景観政策 (R2 P10)

京都市では、50年後、100年後も京都が京都であり続けるため、平成19年から「新景観政策」を展開しています。

新景観政策 5つの柱と支援策

- ① 建築物の高さ規制の見直し
- ② 建築物のデザイン基準等の見直し
- ③ 眺望景観や借景の保全・創出の取組
- ④ 屋外広告物対策の強化
- ⑤ 京町家等の歴史的建造物の保全・再生の取組

優れた京都の景観を「守り」「育て」「創り」そしてこれを「活かして」いくことを通じて、環境、暮らし、文化、産業、観光、交通など様々な分野における政策との連携を図り、また市民の皆様の京都に対する愛着や誇りを高めることによって、都市格とまちの魅力を高め、京都で住み続けたいと実感できるまちづくりを進めています。

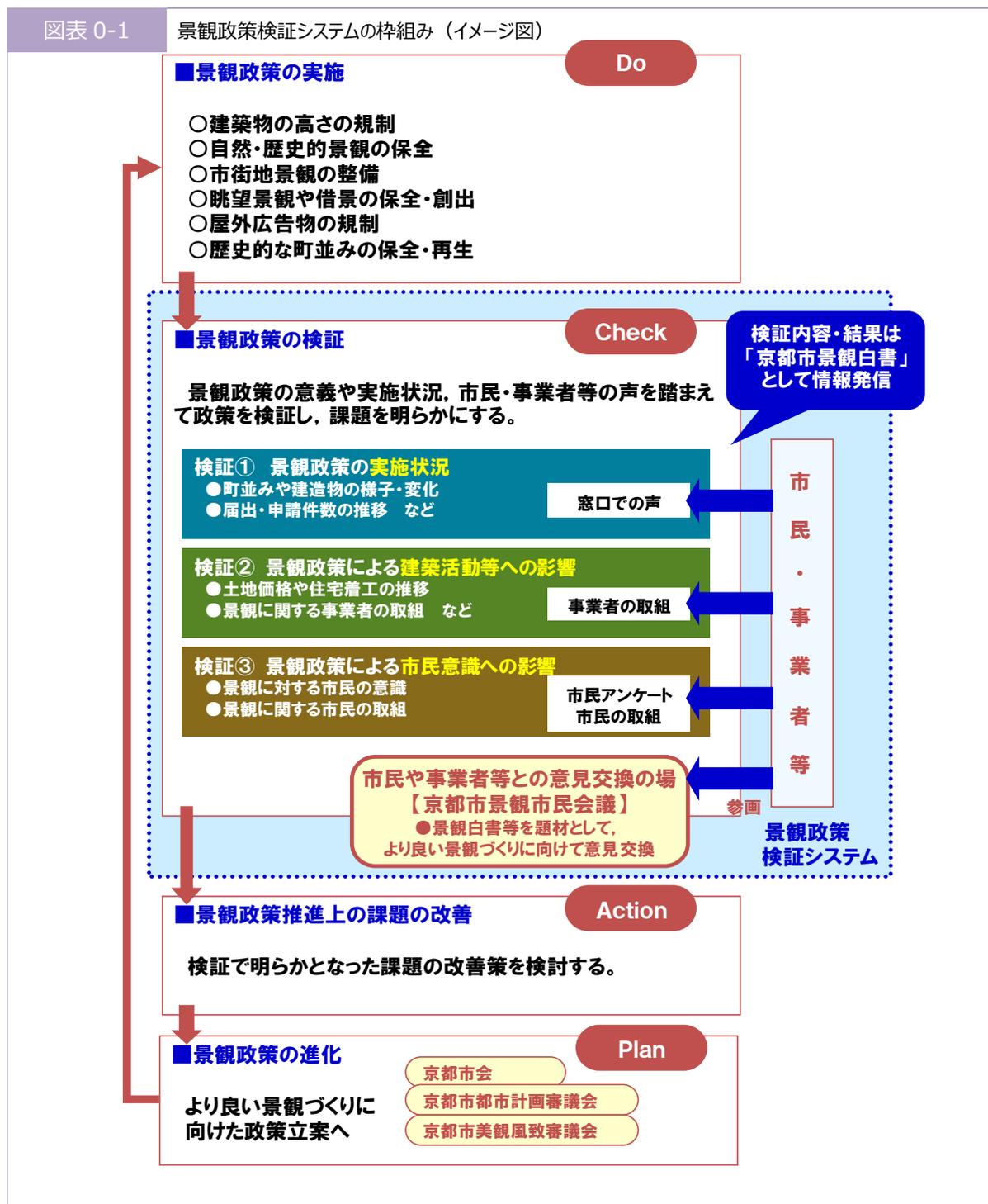


景観政策の検証 (R2 P1)

景観は長い年月をかけて形成されるものであり、景観政策の有効性や社会への影響などを常に検証しながら、政策を更に進化させていくことが重要です。

京都市では、「計画—実施—検証—改善のPDC Aサイクル」を景観政策の進化にも取り入れていく仕組みとして、平成22年度末に景観政策検証システムを構築しています。

このシステムは、①景観政策を検証し、その結果を市民等に周知する仕組み（京都市景観白書）、②市民や事業者の皆様と意見交換を行う仕組み（京都市景観市民会議）により構成し、それらを踏まえて政策の進化につなげていくこととしています。



第1章 検証① 景観政策の実施状況

1. 「建築物の高さの規制」 (R2 P28)

(1) 高度地区の特例許可の状況

京都市では、地域や都市の景観の向上に資する建築物、都市機能の整備を図るうえで必要な建築物等を対象として、良好な景観の形成や市街地環境を十分考慮したうえで、一定の範囲で高さの制限を超えることを認める特例許可制度を設けています。

令和2年度には、以下に示す物件について許可を行いました。

図表 2-1-4 高度地区の特例許可の事例

許可年度	建築行為の種別	事例
R2年度	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ●学校法人光華女子学園 光華小学校建替計画 ・高度地区：20m第二種高度地区，20m第四種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：19.40m ・既存部分の高さ：23.37m
	新たに高さ規制を超える新築 (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ●祇園甲部歌舞練場敷地整備計画（弥栄会館計画） ・高度地区：12m第4種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：31.50m

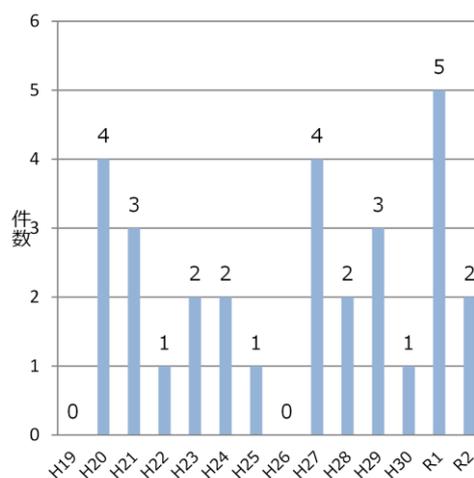
(※1) 高さ規制を超えている既存建築物や過去に特例許可を受けた建築物に、高さ規制を超えない範囲の増築をするケースです。

(※2) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するケースです。

図表 2-1-5 学校法人光華女子学園 光華小学校建替計画



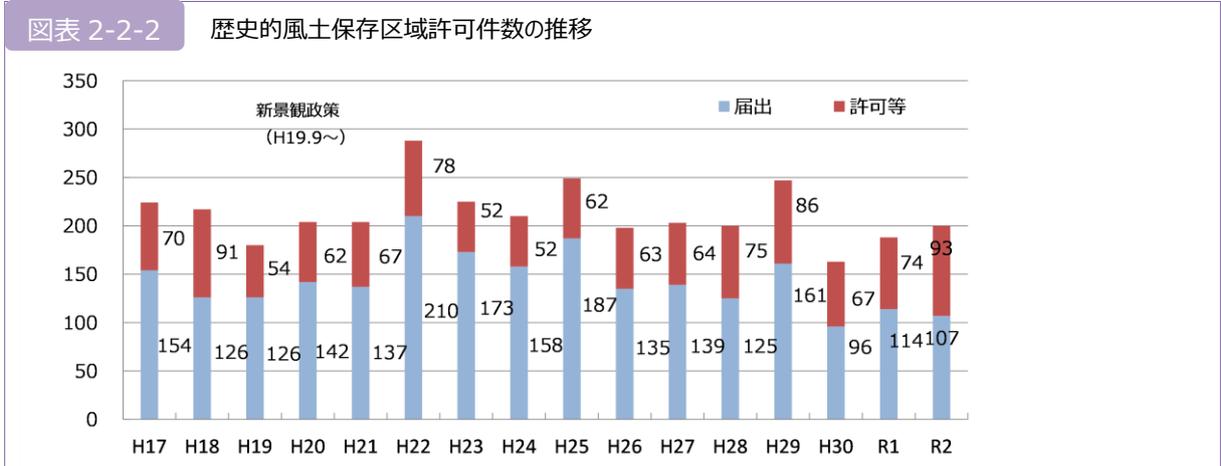
図表 2-1-6 年度毎の特例許可の件数 (高度地区)



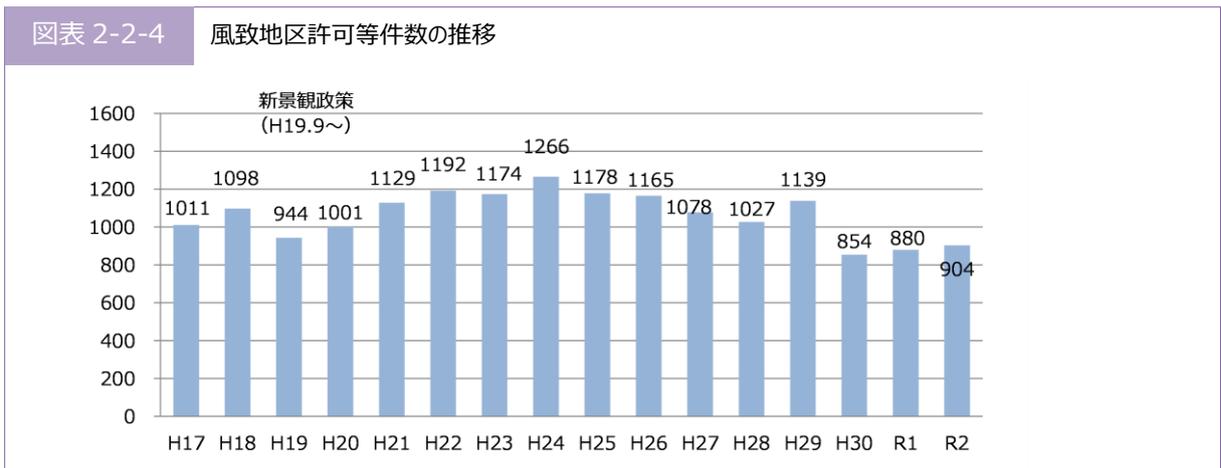
2. 「自然・歴史的景観の保全」 (R2 P35)

(1) 許認可の件数の推移

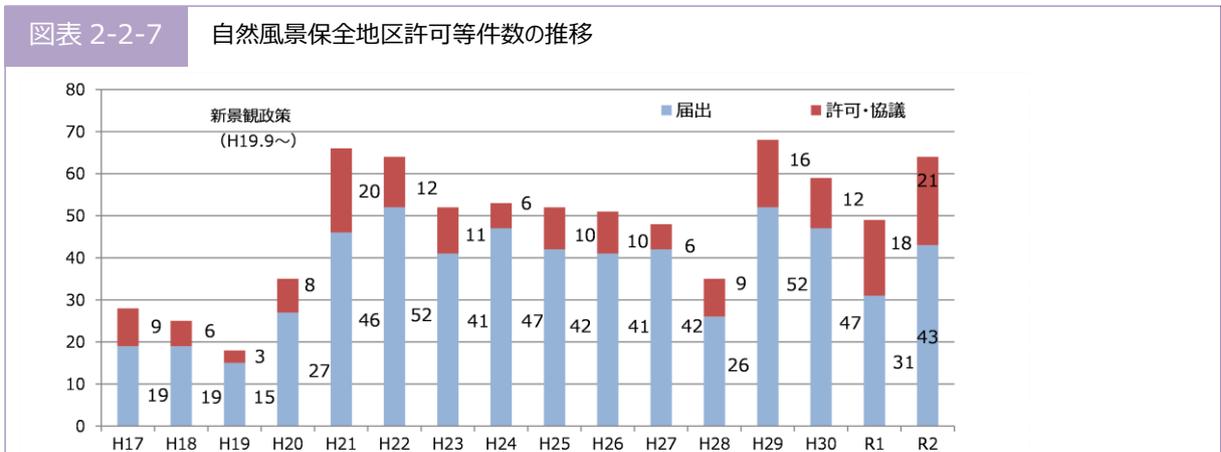
ア 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区



イ 風致地区



ウ 自然風景保全地区



(2) 新たに完成した建築物とその町並み

図表 2-2-8 新たに完成した建築物とその町並み

風致地区第1種の事例（右京区）
（建築物単体）



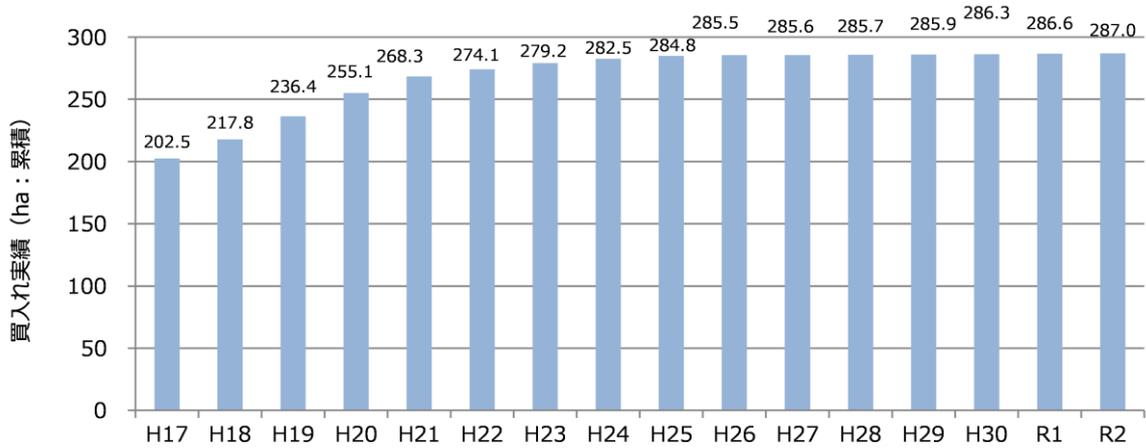
（町並み）



(3) 土地の買入れの実績

歴史的風土を維持保存するため、歴史的風土特別保存地区内において令和2年度までに京都市が買入れた土地の面積は、地区面積（2,861ha）の約10%となっています。

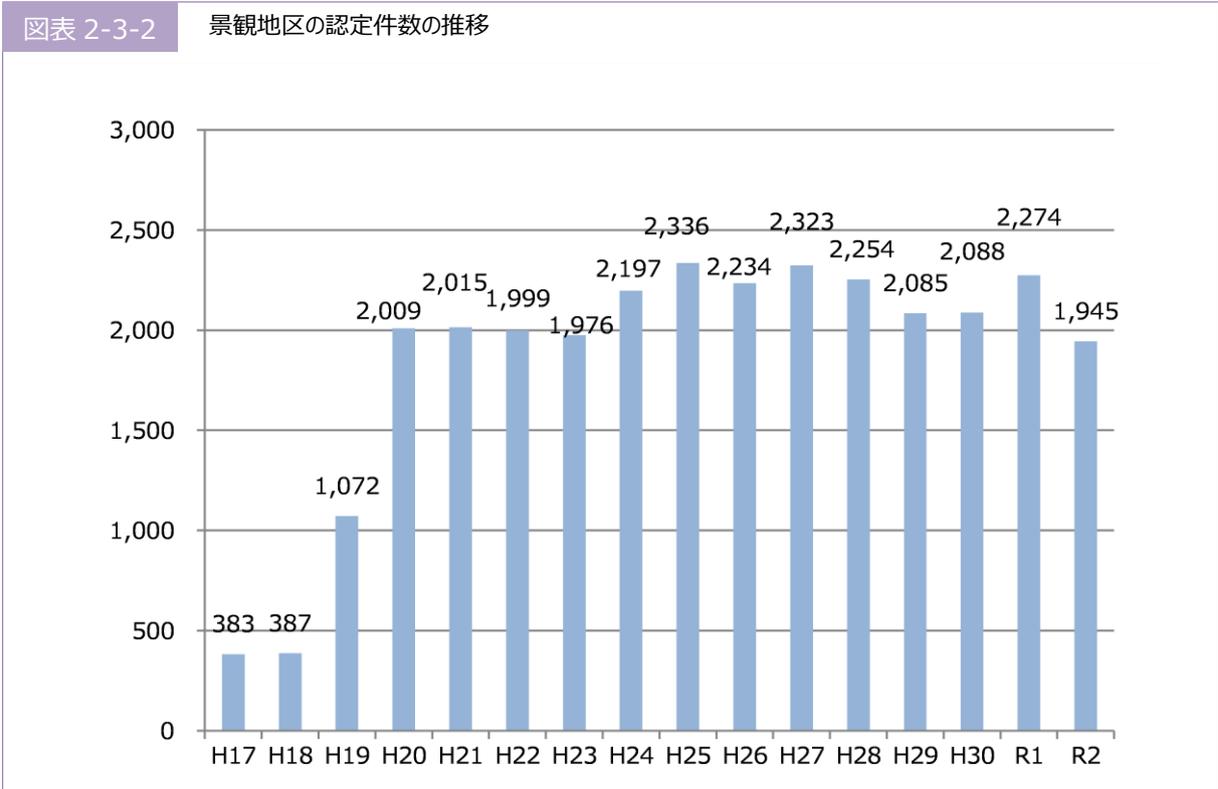
図表 2-2-9 歴史的風土特別保存地区内での買入れの実績推移（累積値）



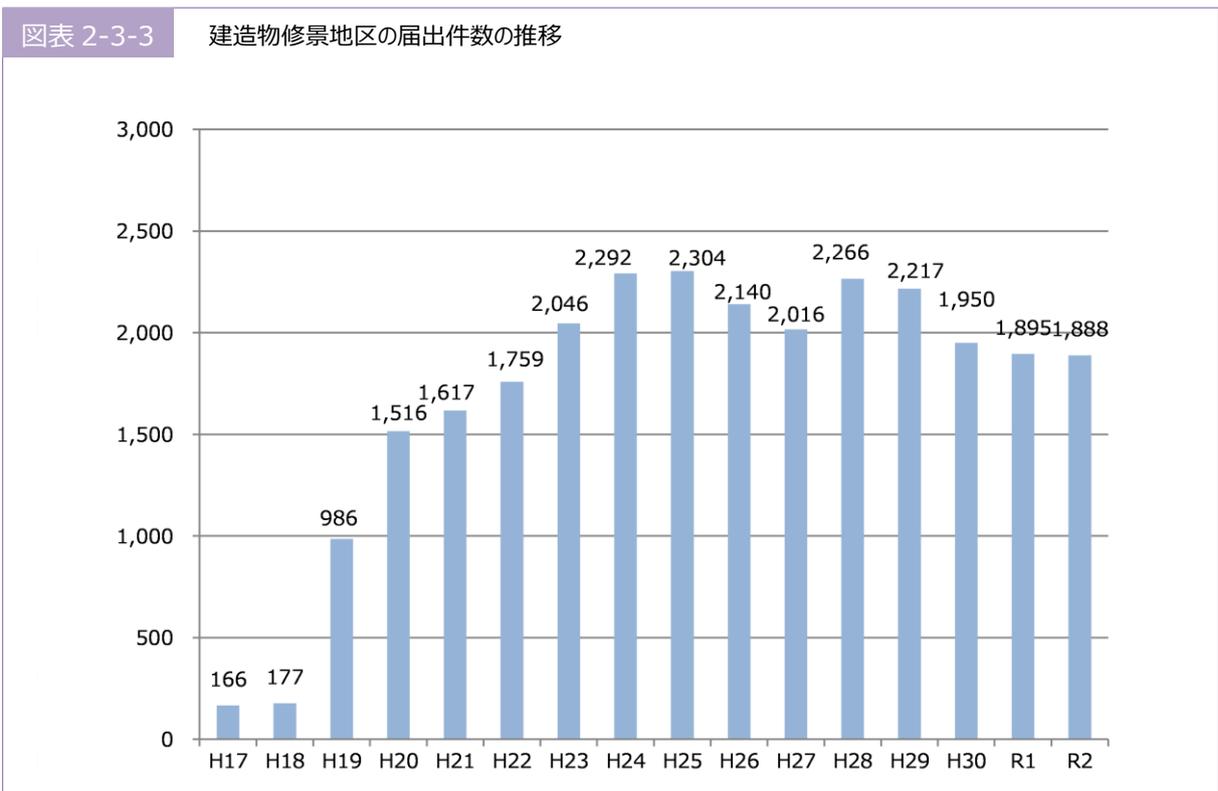
3. 「市街地景観の整備」 (R2 P42)

(1) 認定・届出の件数の推移

ア 景観地区



イ 建造物修景地区



(2) デザインの特例認定の状況

優れた形態意匠を有し、地域の景観の向上に資するものや、公益上必要な施設で、地域の景観に配慮し、その機能の確保を図るうえで必要があるものなど、一定の条件を満たすものについては、景観地区のデザイン基準を適用しないことができる特例認定制度を設けています。

令和2年度には、1件の特例認定を行いました。

図表 2-3-5 景観地区におけるデザインの特例認定の事例（祇園甲部歌舞練場敷地整備計画（弥栄会館計画））

外観デザインのポイント

- 祇園甲部歌舞練場の敷地内において、劇場や多種多様な娯楽や講演に利用されてきた文化的・社会的価値のある弥栄会館の一部を保存し、その他の部分は増築しホテルとして活用する計画。
- 祇園町南側地区のランドマークとして地域の景観に寄与してきた当該建物の屋根形状、外壁位置などのシルエットを守りつつ、景観上重要な正面側等の部分は、既存躯体の保存を行う。
- 改変する部分は、現代の技術や材料を用いているが、既存の意匠に配慮した計画となっている。
- 新たに増築する北棟は、地域の指定様式基準で建築することにより、お茶屋が建ち並ぶ通の建物の連続性について配慮するなど町並み景観に寄与するものとして計画されている。

適用を除外したデザイン基準（歴史遺産型美観地区（祇園町南歴史的景観保全修景地区））

- 屋根形状（切妻平入の特定勾配屋根）
- 当該地区内の歴史的な建造物の建築様式の継承



(3) 新たに完成した建築物とその町並み

図表 2-3-7 新たに完成した建築物とその町並み

■ 旧市街地型美観地区（中京区）

(建築物単体)



(町並み)



■ 旧市街地型美観地区（中京区）

(建築物単体)



(町並み)

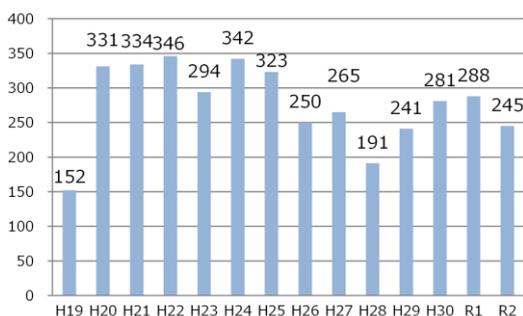


4. 「眺望景観や借景の保全・創出」 (R2 P46)

(1) 認定・届出の件数の推移

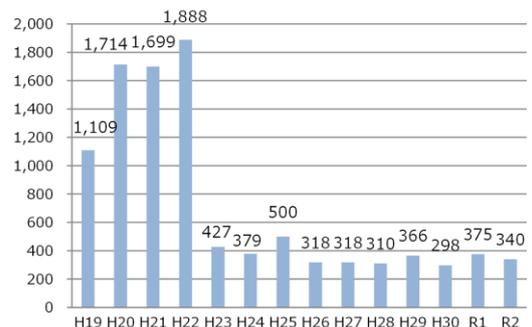
ア 眺望空間保全区域（認定）

図表 2-4-4 眺望空間保全区域の認定件数の推移



イ 近景・遠景デザイン保全区域（届出）

図表 2-4-5 近景・遠景デザイン保全区域の届出件数の推移



5. 「屋外広告物の規制」 (R2 P70)

(1) 屋外広告物の許可件数等(※)の推移

※ 許可件数：許可した屋外広告物許可申請の件数

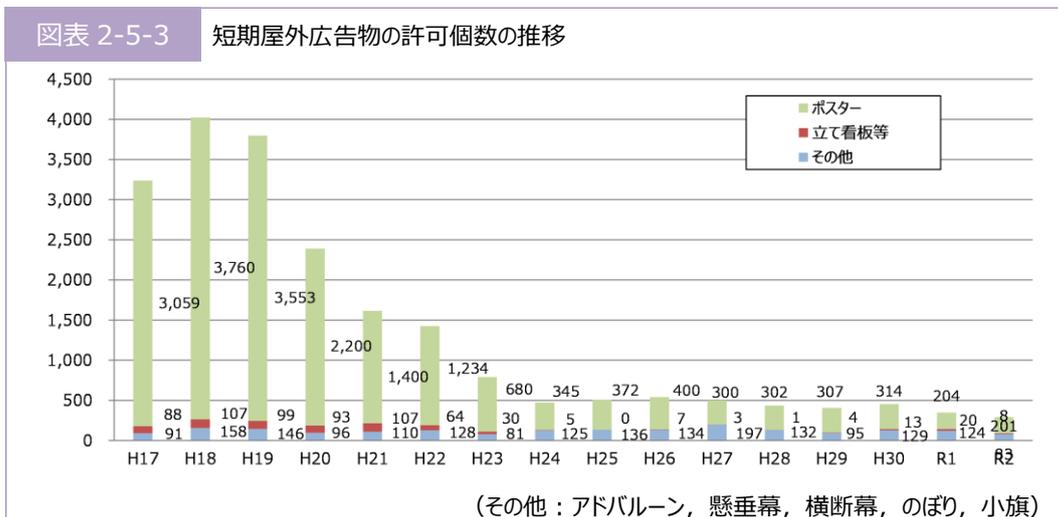
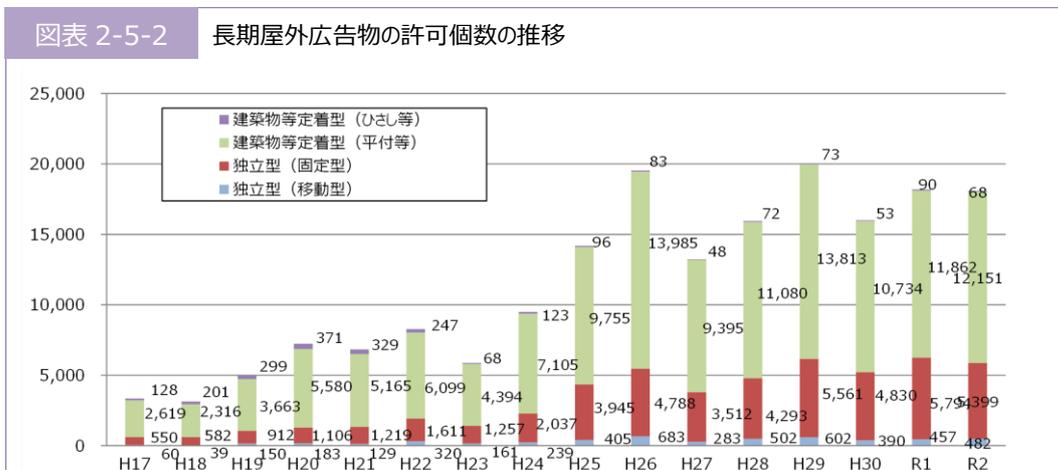
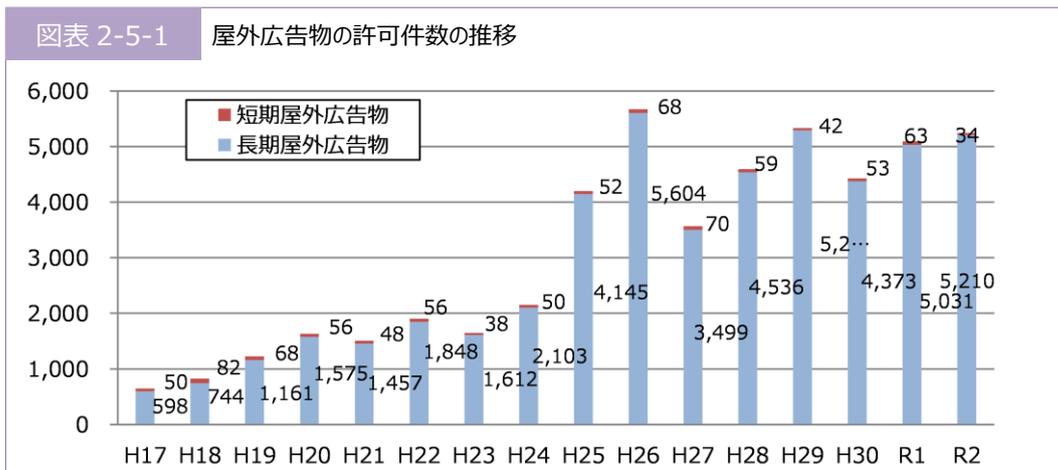
許可個数：許可した屋外広告物の個数

短期屋外広告物：許可期間が3箇月以内の屋外広告物

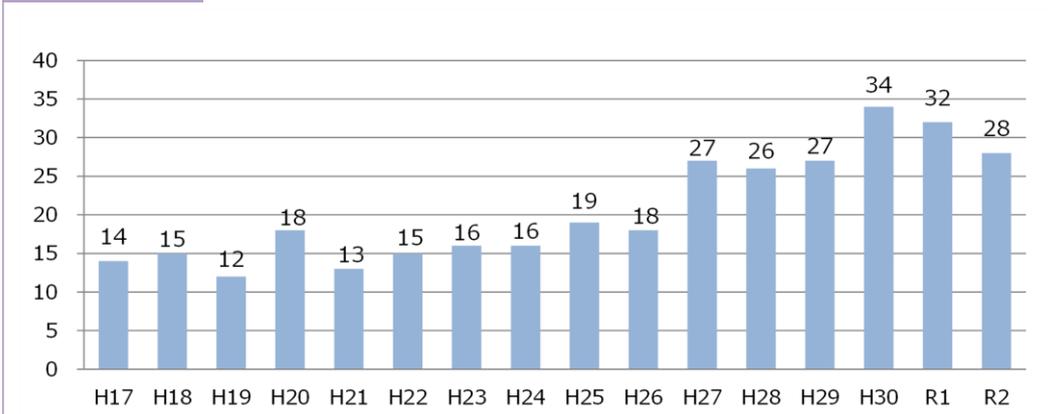
長期屋外広告物：許可期間が3年以内の屋外広告物

車体広告物：自動車、電車などの車体を利用する広告物

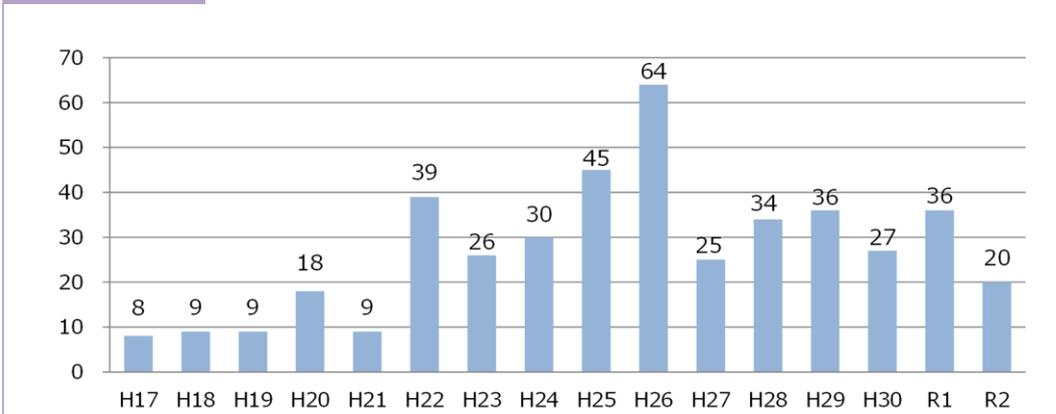
特定屋内広告物：建築物の窓ガラスなどの内側から屋外に向けて表示する広告物



図表 2-5-4 車体広告物の許可件数の推移



図表 2-5-5 特定屋内広告物の届出件数の推移



(2) 屋外広告物対策の抜本的な取組の強化

図表 2-5-7 屋外広告物適正化事例

(適正化前)

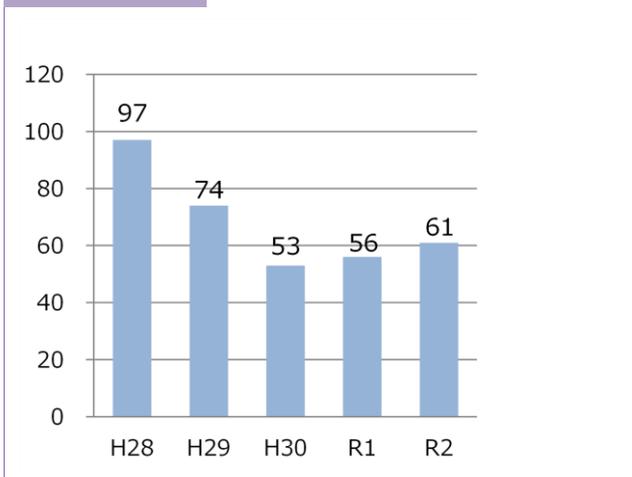


(適正化後) 令和元年撮影



(3) 屋外広告物の助成制度

図表 2-5-10 広告景観づくり補助金の交付件数の推移



図表 2-5-8 優良屋外広告物補助金交付事例

令和2年度実績

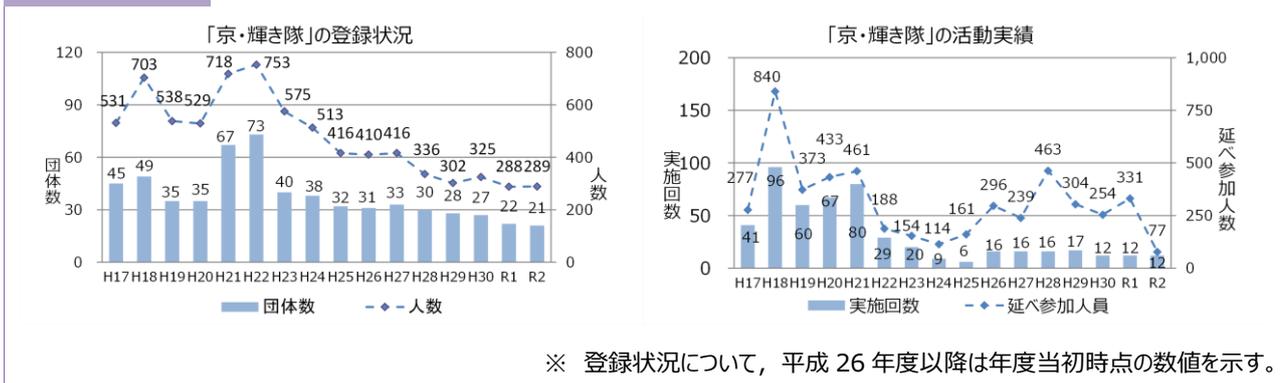


(4) 市民との協働による取組事例

美しい景観を形成し、守っていくためには、市民の皆様と協力し、共に取り組んでいくことが必要不可欠です。そこで京都市では、京都の美しい景観を自らの手で守っていこうとする市民の皆様を「京（みやこ）・輝き隊」として認定しています。

「京・輝き隊」とは、路上の電柱等に取り付けられたはり紙や立て看板等の違反広告物を自らの手で除却していただくために、市長が持つ違反広告物の除却に関する法的権限を委任した市民共汗サポーターの名称です。この制度により、市民の皆様には違反広告物をなくす活動に御協力いただいています。

図表 2-5-9 「京・輝き隊」の登録状況及び活動実績の推移

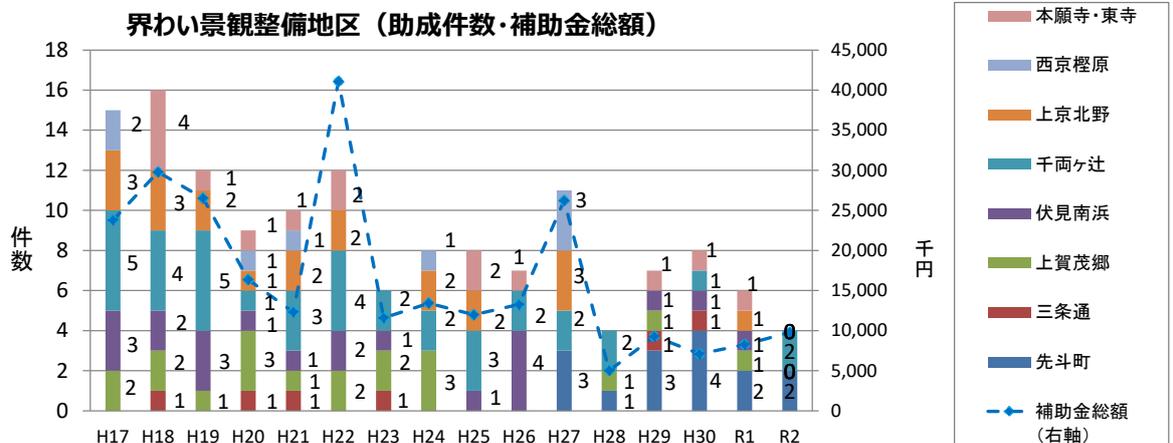
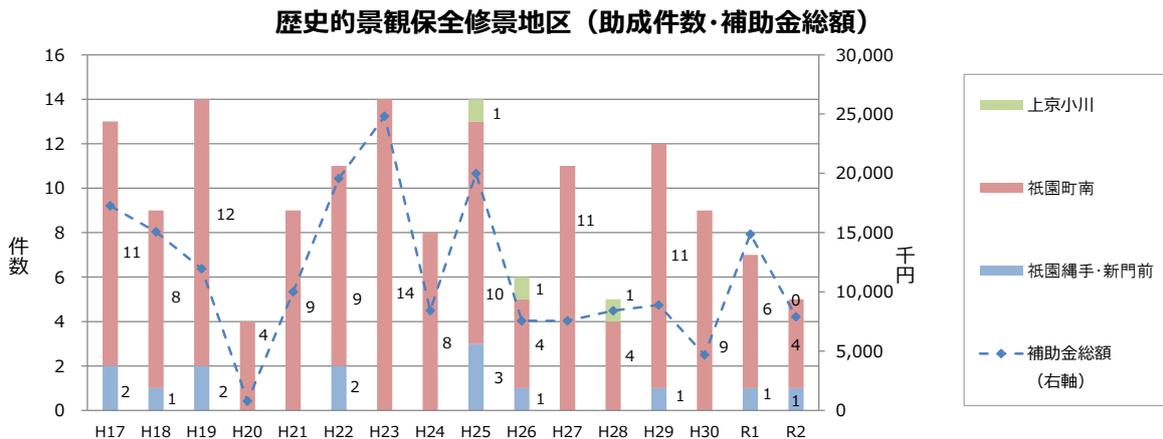
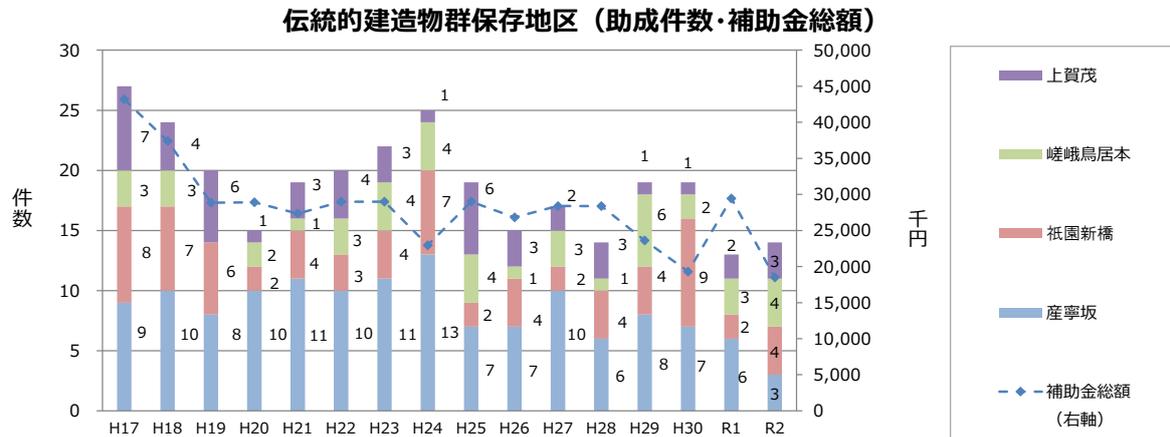


6. 「歴史的な町並みの保全・再生」 (R2 P75)

(1) 地区指定による歴史的な町並みの保全再生の取組状況

ア 助成制度の活用状況

図表 2-6-3 各指定地区内における修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



イ 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-6-4 助成制度の活用による修理・修景の事例

祇園町南側歴史的景観保全修景地区（井筒屋）の事例



(修理前)



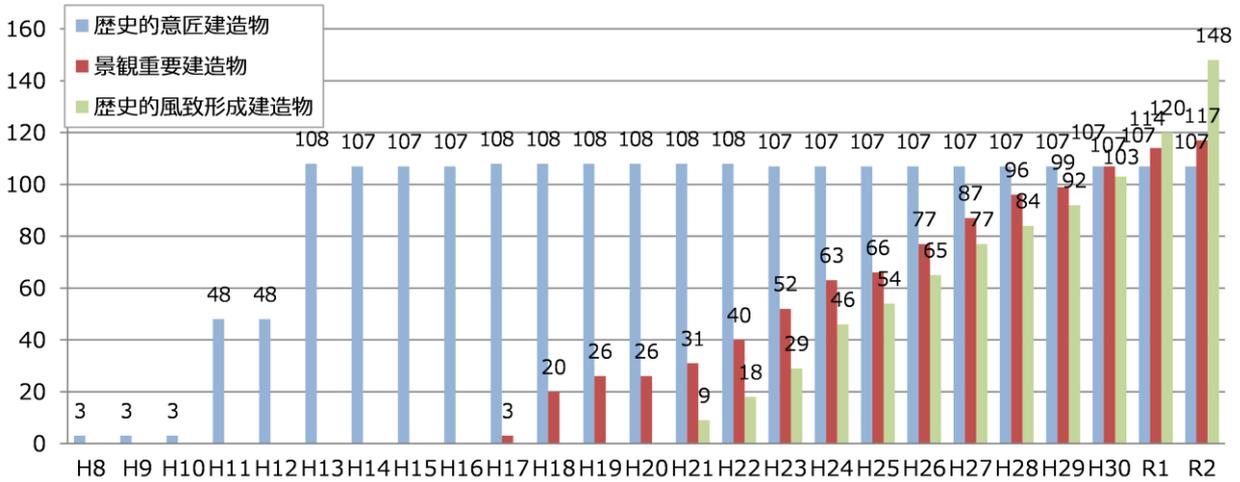
(修理後)

(2) 建造物単体指定による歴史的町並み景観の保全・再生の取組状況

ア 建造物単体の指定状況

令和2年度は、新たに景観重要建造物を3件、歴史的風致形成建造物を28件指定しました。

図表 2-6-5 建造物単体の指定件数の推移(累積)



※ 複数の指定制度により重複して指定を受けているものは各々の件数として計上しています。

イ 指定建造物の事例

図表 2-6-7 新規指定建造物の事例 (景観重要建造物)

おおきに迎賓館黒門中立賣邸
(おおきにげいひんかんくろもんなかだちうりてい)

【景観重要建造物 (令和2年度指定)】



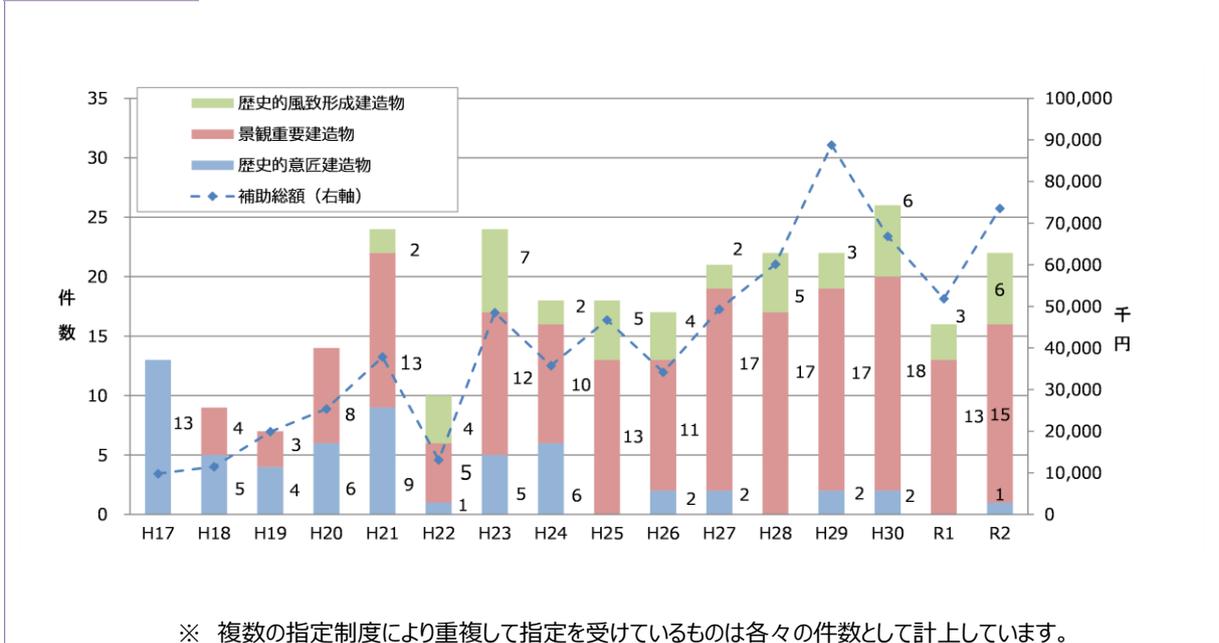
太田喜二郎邸
(おおたきじろうてい)

【景観重要建造物 (令和2年度指定)】



ウ 助成制度の活用状況

図表 2-6-8 指定建造物の修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



エ 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-6-10 助成制度の活用による修理・修景の事例

景観重要建造物 上御霊神社

(修理前)



(修理後)



7. 公共施設に関する様々な取組 (R2 P84)

(1) 近年の公共建築物の建築デザイン

令和2年度に新たに完成した公共建築物の事例です。

図表 2-7-1 デザイン基準を活かした公共建築物の事例（令和2年度竣工）

京都奏和高等学校



外観デザインのポイント

- ・ 都市近郊のおだやかな街並みに調和させるため、4階部分をセットバックすることで、周辺への圧迫感を低減させる計画とした。
- ・ 最上階のアリーナの屋根を立体トラス構造とすることにより、最低限必要な天井高さを確保しつつ、建物高さを抑えた計画としている。
- ・ 前面道路から見える外壁には、本校設置に伴い解体撤去された伏見工業高等学校旧本館の外壁に採用されていたレンガ調タイル貼りのデザインを踏襲した。

(2) 無電柱化の推進

本市では、風情豊かで歴史的な町並み景観の保全・再生，都市防災機能の向上，安全で快適な歩行空間確保等を目的として昭和61年度から無電柱化に取り組んでおり，更なる無電柱化の推進に向け，長期的な整備方針となる「今後の無電柱化の進め方」を平成30年12月に策定しました。また，今後概ね10年間で整備を目指す道路（具体的な路線）を示した「実施計画」を平成31年3月に策定しました。

令和2年度に電柱撤去が行われた無電柱化事業はありませんでした。

図表 2-7-3 「今後の無電柱化の進め方」



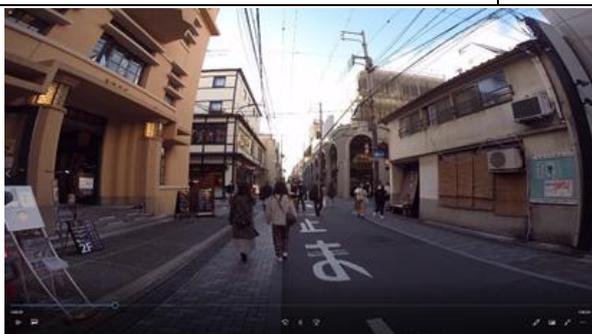
8. 景観政策の推進に向けた様々な取組 (R2 P88)

(1) 「京都景観ゼミナール」の開講

令和2年度は、地域の景観に関心をお持ちの方を対象に、「景観まちづくり」に関する基礎知識や景観を見たり考えたりするポイントなどを体験的に学ぶことができる全3回のオンライン連続講座を開講しました。

図表 2-8-1 令和2年度 京都景観ゼミナール

日程	内容
第1回 1/14 (木) 19:00~21:00	『景観／景観まちづくりってどんなもの?』
第2回 1/15 (金) 19:00~21:00	『バーチャルまち歩きで景観視点を養おう!』
第3回 1/28 (木) 19:00~21:00	『どんな景観まちづくりがふさわしいのか考えよう!』



第2回 『バーチャルまち歩き』動画は事前に収録



第3回 修了証の授与の後の記念撮影

○ 京都景観ゼミナールの実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受講者数	23名	14名	—	17名	18名	15名
修了者数※	16名	7名	—	7名	12名	11名

※令和2年度は、全3回とも受講いただいた方には修了証をお渡ししました。(他の年度は、6回中5回)

※平成28年度までは「地域景観づくり講座」として実施しました。

※平成29年度は新景観政策10周年記念事業として、連続講座を実施しました。

(2) 「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直し

平成31年4月に、有識者等による「新景観政策の更なる進化検討委員会」からいただいた「答申」を踏まえ、都市計画の見直しを行いました。

<地域の景観特性に応じたきめ細やかな景観形成>

- ・ 五条通沿道の景観地区の見直し ※1
- ・ 歴史遺産型美観地区(一般地区)における適切な勾配屋根の誘導(高度地区) ※1
- ・ 幹線道路沿道の地域特性を踏まえたデザイン基準の見直し(景観地区) ※1
- ・ 両側町の「通り景観」に配慮した景観地区の見直し ※2
- ・ 室外機等の設備機器に関するデザイン基準の見直し ※2

<地域のまちづくりの推進と特例制度の活用>

- ・ 地域ごとのビジョンに応じた優れた計画の誘導 ※3
- ・ 既存不適格建築物の増築に対する高度地区の手続の合理化 ※3
- ・ デザインの創造性を発揮する仕組みの創設 ※4

※1: 令和元年12月6日施行 ※2: 令和2年4月1日施行 ※3: 令和3年4月7日施行 ※4: 令和3年6月3日施行

(3) 令和2年度 京都市景観市民会議の開催

京都市では、歴史都市・京都にふさわしい景観の保全、再生及び創造を目指し、継続的に景観政策を検証し、進化させていくため、景観政策の検証結果などに対する市民の皆様からの評価、課題抽出やその改善に向けてのアイデア出しを行う「京都市景観市民会議」を平成23年度から開催しています。

令和2年度京都市市民会議は、「地域ビジョンにもとづく景観まちづくり」をテーマに、フィールドワーク、ワークショップ、オンラインディスカッションを2日間の日程で開催しました。

ア フィールドワーク及びワークショップ（1日目、セッション1）

日 時 令和2年12月6日～12月13日

場 所 桂坂，修徳学区，先斗町，三条通

参加人数 各地区4～5名，地域を御案内いただいた方1～2名

プログラム

- ①地域の方から、地域の概要・取り組みの説明（20分程度）
- ②地域の方に解説・案内いただきながら、地域内フィールドワーク（60分程度）
- ③ワークショップ（60分程度）



イ オンラインディスカッション（2日目、セッション2）

日 時 令和3年1月30日（土）午後2時～午後5時

場 所 オンライン

参加人数 25名，傍聴者7名

プログラム

- ①セッション1各地域代表者からの報告（45分程度）
- ②オンラインディスカッション（90分程度）
- ③まとめ（30分程度）



第2章 検証③ 景観政策による市民意識への影響

1. 景観に対する市民の意識 (R2 P113)

京都市が、政策評価のために行ってきた「京都市市民生活実感調査」の中から、景観分野に関係すると思われる設問への回答について、経年的な変化をみるものとします。

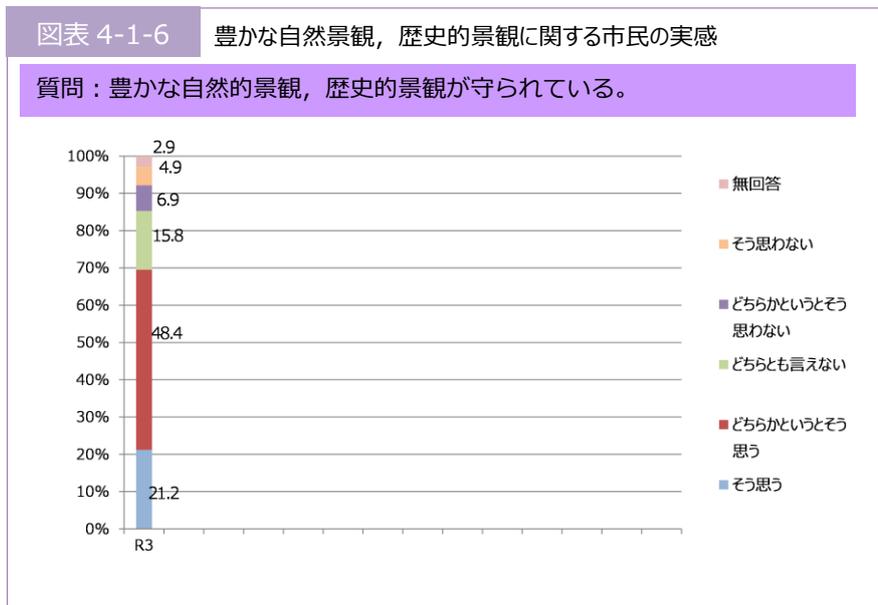
この調査は、京都市の政策の評価に活用することを目的に、京都市が取組を進めている様々な分野において、市民の皆様がどのような実感をお持ちなのか、また何を重要と感じておられるのかについて調査するものです。

調査項目が令和3年度から見直されたため、改めて経年変化をみていきます。

調査の概要は以下のとおりです。

図表 4-1-1 京都市市民生活実感調査の概要	
調査対象	20歳以上の京都市民 3,000人（住民基本台帳（外国人データ含む）から無作為抽出）
調査頻度	毎年度
調査方法	対象者へ郵送により調査票を配付，調査票の返送により回答
調査内容	政策ごとの生活実感（118項目）など

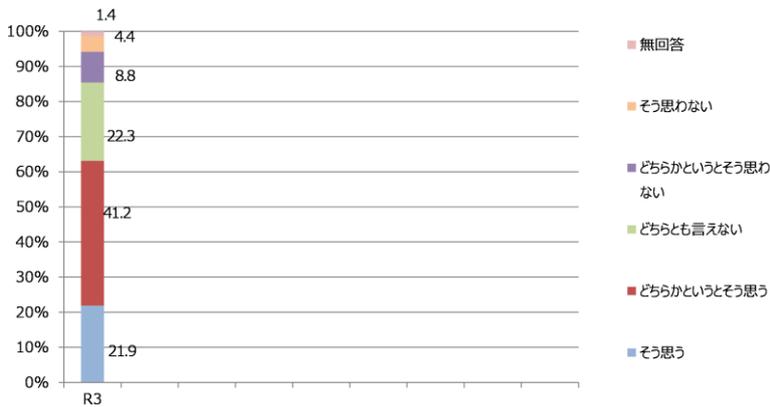
(1) 町並み景観に関する市民の実感



「豊かな自然的景観，歴史的景観が守られている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約7割となっています。

図表 4-1-7 品格のある景観に関する市民の実感

質問：市街地が周囲の山並みと調和した品格ある景観となっている。



「市街地が周囲の山並みと調和した品格ある景観となっている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約6割となっています。

図表 4-1-8 風情ある町並み景観に関する市民の実感

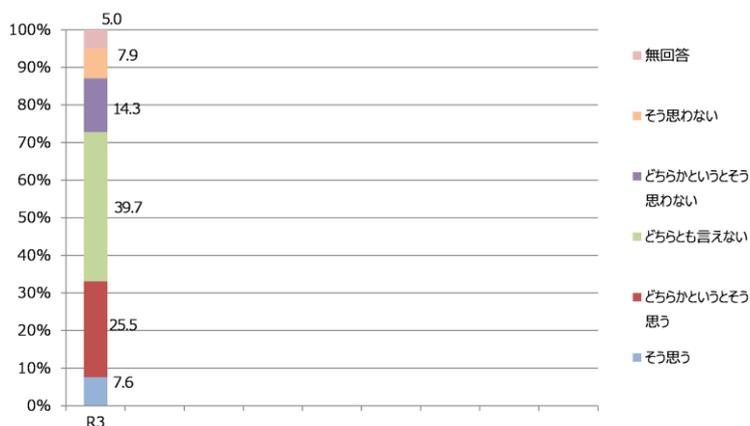
質問：京町家など京都独特の風情ある町並み景観が守られている。



「京町家など京都独特の風情ある町並み景観が守られている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約6割となっています。

図表 4-1-9 新たな景観に関する市民の実感

質問：いきいきとしたくらしやまちの活気が生み出されるような新たな景観が生み出されている。



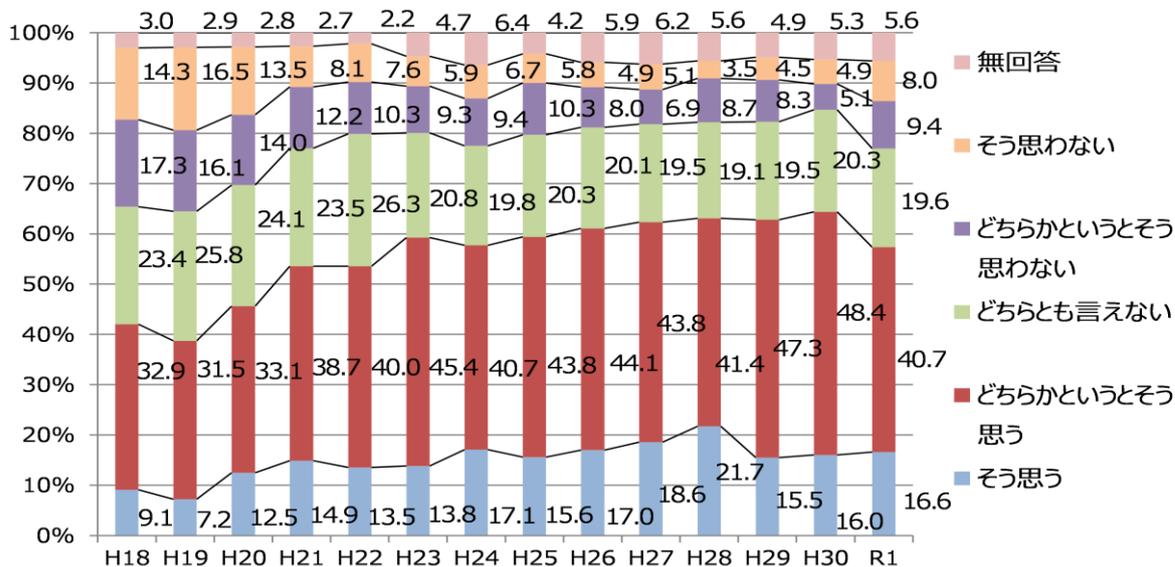
「いきいきとしたくらしやまちの活気が生み出されるような新たな景観が生み出されている。」の質問については、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の割合が、約3割となっています。

(2) 令和元年度までの京都市生活実感調査

図表 4-1-2 町並み景観に関する市民の実感

「个性的で美しい景観の形成」

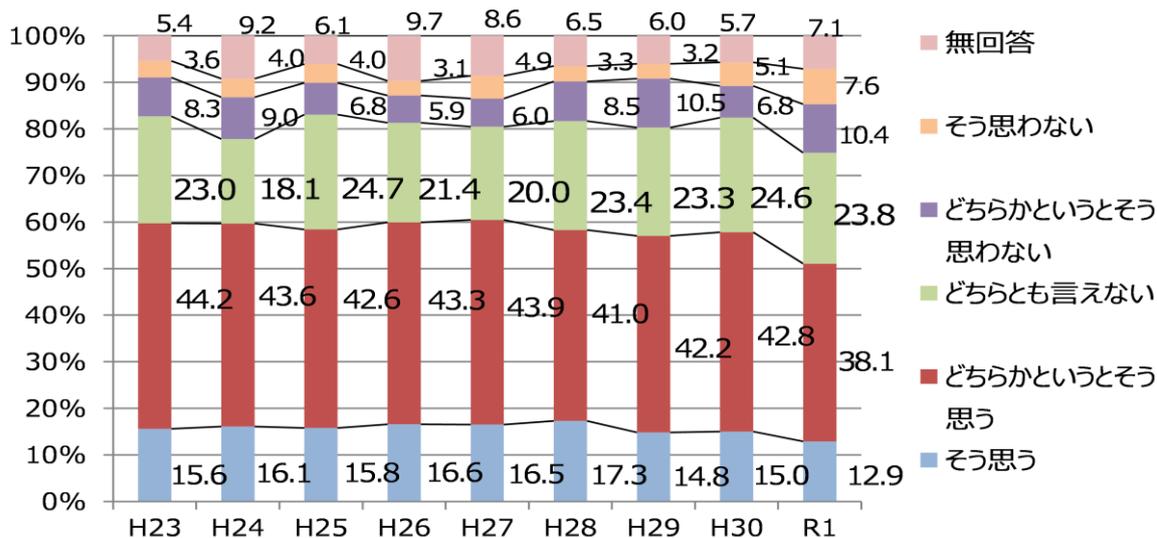
質問：京都の个性的なまちなみ景観が守られている。



図表 4-1-3 京町家の継承に関する市民の実感

「京町家の継承」

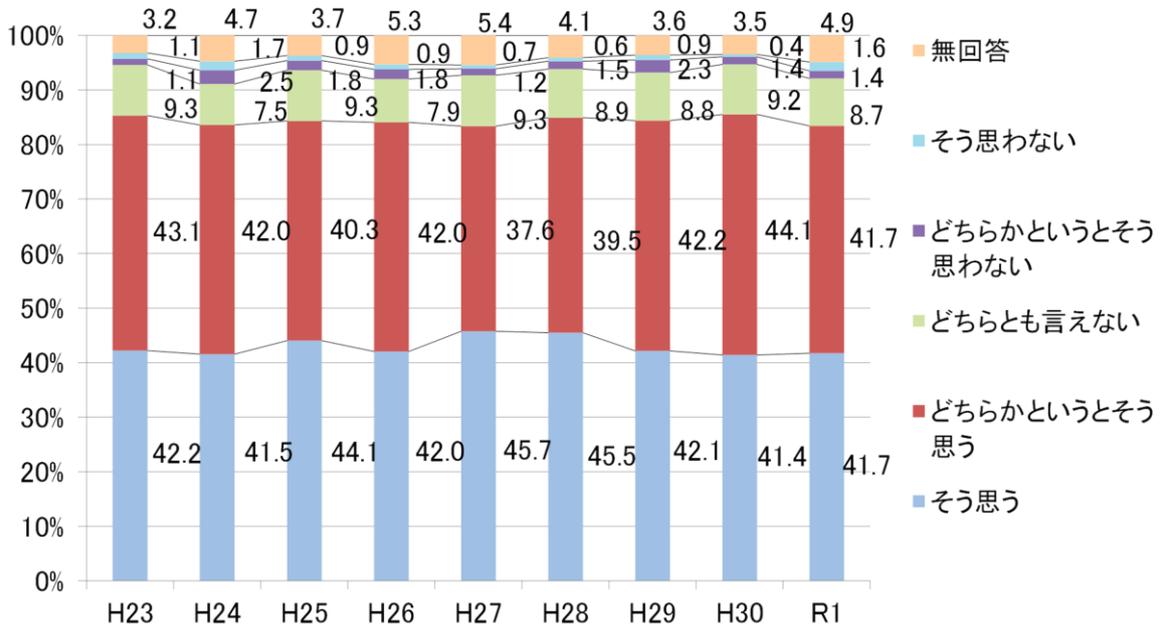
質問：京都のくらしや文化を伝えている京町家が継承されている。



図表 4-1-4 京都の自然風景に関する市民の実感

「美しく魅力的な自然風景」

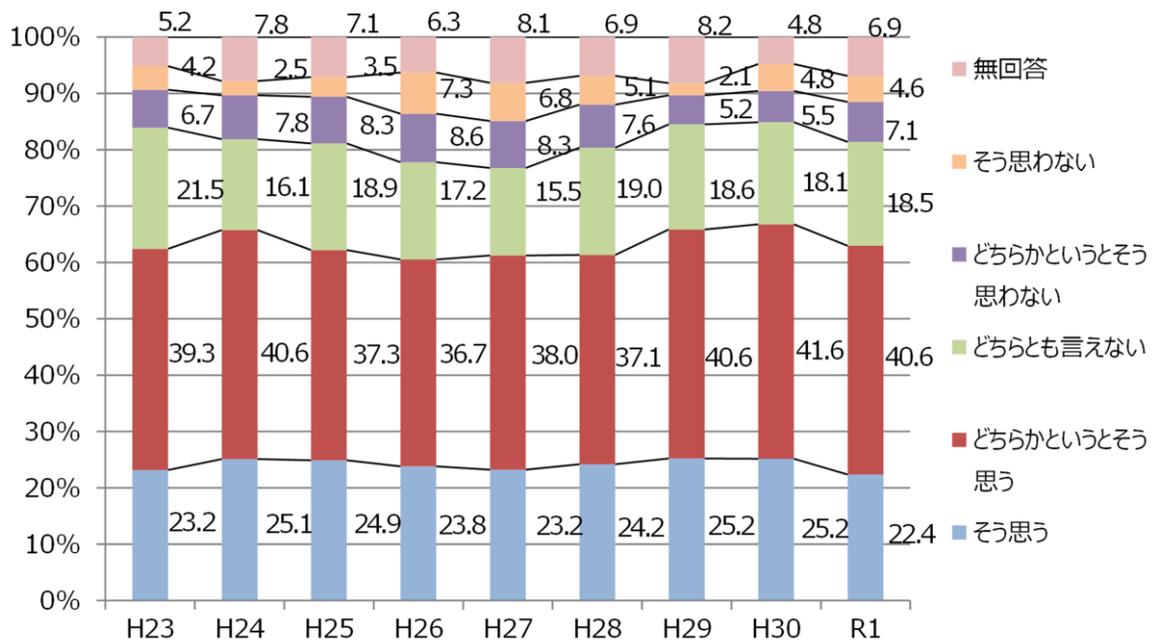
質問：三山の山並みなどの自然風景は、美しく魅力がある。



図表 4-1-5 誇りや愛着を持てる町並みや風景の存在に関する市民の実感

「誇りや愛着を持てる町並みや風景」

質問：身近に誇りや愛着を持てる町並みや風景がある。



京都市景観白書データ集 ～令和3年度～

令和4年2月発行

発行・編集

〒604-8571

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-3397

京都市印刷物 第033197号



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



